

## 災害時の支援活動に係る茨城県と茨城県助産師会の 協定締結式の開催結果について

災害時に妊産婦等の被災者支援を県助産師会と協働して実施するため、県と一般社団法人茨城県助産師会において、災害時の助産師による支援活動についての協定を締結することといたしました。

つきましては、下記のとおり、協定締結式の結果を、お知らせいたします。

### 記

#### 1 開催日時

・令和5年2月28日(火) 15:05 ~ 15:15

#### 2 開催場所

・茨城県庁 5階 庁議室

#### 3 協定書締結者

・一般社団法人茨城県助産師会 会長 礒山 あけみ  
・茨城県 知事 大井川 和彦

#### 4 協定書の内容

・茨城県において災害が発生した場合に、避難所等において、以下の支援活動を行う。

- (1)妊産婦等に対する応急救護活動及び緊急時の助産
- (2)妊産婦等に対する健康管理及び保健指導、心身のケア等に関する相談

<問合せ先>

茨城県福祉部子ども政策局  
少子化対策課 母子保健 G  
(電話)029-301-3257

### ＜茨城県：大井川知事の発言要旨＞

- ・災害対策では、ハード面の対策に加え、ソフト面の対策も重要であり、県においてもマイ・タイムラインの作成など、ソフト面の災害・防災対策を充実させるよう取り組んでいる。
- ・そうした中、助産師会との協定による災害時における妊産婦や乳幼児への支援を行うことは大きな意味を持つものと言える。
- ・産科・婦人科の医師は全国的に非常に少なくなっており、助産師会で災害時に相談ダイヤルの開設や避難所巡回などをしていただけるということで大変心強い。
- ・応急救護活動や緊急時の助産、健康管理なども含めて、連携の輪を一層充実させるため、協力し合い、的確な災害対応ができるように努力してまいりたい。

### ＜茨城県助産師会：礒山会長の発言要旨＞

- ・助産師は、女性と家族、母子の支援の専門家であるため、災害時の母子支援の役割も担っている。
- ・茨城県助産師会では、助産師のための災害マニュアル作成、初動体制整備として助産所での母子福祉避難所体制整備や、母子向けのリーフレットの作成、助産師への研修等を行っている。
- ・また、発災時の初動体制の訓練の一環として、毎年災害を想定した会員の安否確認を行っている。近隣県の助産師会とも繋がりがあり、連携体制の構築について調整を進めているところである。
- ・いつ起きるか予測できない災害に備えて、茨城県と協力しながら、これからも茨城県助産師会としての支援体制整備を進めてまいりたい。

(参考：協定締結の様子)



(左)左から、大井川知事、礒山会長

(右)左から、西出副会長、大井川知事、礒山会長